明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○船舶設備規程等の一部を改正する省令（国土交通三四）　一
〔告　示〕
○船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示等の一部を改正する件（国土交通六六八）　三
○船舶区画規程第三十九条の二の装置等及び船内の場所を定める件（同六六九）　五
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十二年度春期情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五三
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、独立行政法人都市再生機構、都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会平成二十一年度決算、入札、型式部材等製造者の認証、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し関係　八七
地方公共団体
行旅死亡人関係　九一
会社その他
会社決算公告　九三

省　令

○国土交通省令第三十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶設備規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月十八日

国土交通大臣　前原　誠司

船舶設備規程等の一部を改正する省令

（船舶設備規程の一部改正）

第一条　船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二編　居住、衛生及脱出設備」を「第二編　居住、衛生及非常用設備」に、「第六章　脱出設備」を「第六章　脱出設備その他の非常用設備」に改める。

「第二編　居住、衛生及脱出設備」を「第二編　居住、衛生及非常用設備」に改める。

「第六章　脱出設備」を「第六章　脱出設備その他の非常用設備」に改める。

第百二十二条の二を第百二十二条の二の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（避難場所）

第百二十二条の二　国際航海に従事する旅客船であつて、三以上の主垂直区域（船舶防火構造規則第二条第十号の主垂直区域をいう。以下同じ。）を有するもの又は船の長さ（満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第二十三号）第四条の船の長さをいう。第百二十二条の八及び第百五十七条において同じ。）が一二〇メートル以上のものには、告示で定める要件に適合する避難場所を設けなければならない。

第百二十二条の三第一項中「第十六条の二」を「第十一条の二」に改め、同条第二項中「国際航海に従事する旅客船」を「第一種船等（船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第三十七条第一項の第一種船等をいう。以下同じ。）（限定近海船（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第一条の二第七項の限定近海船をいう。以下同じ。）を除く。）」に改める。

第百二十二条の四第一項及び第三項中「国際航海に従事する旅客船」を「第一種船等（限定近海船を除く。）」に改める。

第百二十二条の六の二の次に次の一条を加える。

（補助照明装置）

第百二十二条の六の三　旅客船（平水区域を航行区域とするものを除く。）の旅客室には、旅客の非常時における脱出を容易にするための照明装置（その電源等について告示で定める要件に適合するものに限る。）を設けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の大きさ、構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

第百二十二条の八第一項中「（満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第二十三号）第四条の船の長さをいう。次項及び第百五十七条において同じ。）」を削る。

第百二十二条の九第一項中「（船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第三十七条第一項の第一種船等をいう。以下同じ。）」を削り、同条第四項中「（船舶防火構造規則第二条第十号の主垂直区域をいう。以下同じ。）」を削る。

第百二十二条の十一の次に次の二条を加える。

（非常用制御場所）

第百二十二条の十二　旅客船（平水区域を航行区域とするものを除く。）及び係留船には、船橋又は船橋に隣接する場所に、機能等について告示で定める要件に適合する非常用制御場所を設けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して適当と認める程度に応じて当該設備の一部の配置を省略することができる。

（相互連絡装置）

第百二十二条の十三　旅客船（平水区域を航行区域とするものを除く。）及び係留船の次に掲げる場所には、これらの場所のそれぞれを相互に連絡することができる装置を備え付けなければならない。

一　船橋

二　前条の非常用制御場所（船橋に設けられている場合を除く。）

三　船舶防火構造規則第五十六条の中央制御場所（同条の規定により設けなければならないこととされている場合に限る。）

四　機関制御室

五　船舶消防設備規則第五条第十二号の消防員装具を備え付ける場所（同令第四十九条の規定により備え付けなければならないこととされている場合に限る。）

六　船舶消防設備規則第四十七条第一項第五号のガス貯蔵容器を配置する場所